2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第125号の概要

請 求 情 報 異	件 名	事故報告書一部不開示の件(諮問第134号)		
### ### ### #### ####################				
本件報告書の所属長の意見欄の意見及び総務課長等の意見欄の意見(以下「本件意見」と総称する。)				
	決 定 内 容	一部不開示 実施機関 知事(行政事務監察課)		
 不 開 示 理 由 2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 2 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。 異議申 立 の 理	不開示部分			
全	不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第20条第2項第3号及び第5号		
本件息見を不開示とした処分の取消しを求める。	不開示理由			
理 由 立 由 れを公にし、聴聞等の機会を与える一定のルールを策定しているが、本県においては整備されていない。こうしたルールが整備されていない以上、人事管理上の判断基準に関する情報を一律に不開示とすることはできない。 ***		半放21年5月13日(収受)		
** ** * * * * * * * * * * * * * * * *		れを公にし、聴聞等の機会を与える一定のルールを策定しているが、本県においては整備されていない。こうしたルールが整備されていない以上、人事管理上の判断基準に関する情報を一律に		
### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	諮問年月日	平成21年5月18日		
1 本件意見は、所属長等の異議申立人に対する意見であり、実施機関が当該情報を基に、人事上の措置を検討していることから、個人の指導及び評価に関する情報であると認められる。また、本件意見は、実施機関が異議申立人の処分の適否を検討するに当たり、異議申立人の行為の態様について評価するため記載されたものであり、所属長等は、異議申立人に対する意見を率直かつ具体的に記載している。 2 異議申立人は、本県においては、公務員の身分に関する処分に際して、聴聞等の機会を与える等のルールが整備されていない旨主張しているが、実施機関が人事上の措置を検討するに当たっては、事故報告書を提出させるとともに、関係者に対する事情聴取により事実確認を行うなど、事案の調査を実施しているものと認められる。また、事故報告書の所属長の意見欄及び総務課長等の意見欄には、実施機関が適正な評価を行うための判断材料として、関係者の率直な意見が記載されることが必要であると考えられる。 3 以上のことから、本件意見は、開示することにより、今後行われる事故報告において、関係者が意見を記載するに当たり、自らの率直な意見について記載しづらくなるなど意見の記載を抑制し、実施機関が行う適正な評価に支障を生じさせ、結果として事故報告が形骸化して公正な人事上の措置が困難になるおそれが生じ、今後も反復、継続される指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。		実施機関が、本件報告書に記録された個人情報を一部不開示としたことは、妥当である。		
答申年月日 平成22年7月12日(答申第125号)		 本件意見は、所属長等の異議申立人に対する意見であり、実施機関が当該情報を基に、人事上の措置を検討していることから、個人の指導及び評価に関する情報であると認められる。 また、本件意見は、実施機関が異議申立人の処分の適否を検討するに当たり、異議申立人の行為の態様について評価するため記載されたものであり、所属長等は、異議申立人に対する意見を率直かつ具体的に記載している。 2 異議申立人は、本県においては、公務員の身分に関する処分に際して、聴聞等の機会を与える等のルールが整備されていない旨主張しているが、実施機関が人事上の措置を検討するに当たっては、事故報告書を提出させるとともに、関係者に対する事情聴取により事実確認を行うなど、事案の調査を実施しているものと認められる。 また、事故報告書の所属長の意見欄及び総務課長等の意見欄には、実施機関が適正な評価を行うための判断材料として、関係者の率直な意見が記載されることが必要であると考えられる。 3 以上のことから、本件意見は、開示することにより、今後行われる事故報告において、関係者が意見を記載するに当たり、自らの率直な意見について記載しづらくなるなど意見の記載を抑制し、実施機関が行う適正な評価に支障を生じさせ、結果として事故報告が形骸化して公正な人事上の措置が困難になるおそれが生じ、今後も反復、継続される指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報であると認められることから、条 		
	答申年月日	平成22年7月12日 (答申第125号)		

個人情報保護審査会答申第126号及び第127号の概要

			1 本 大 木 千 日 人 送 次 四 、 南	7 HI - 10 /4	(7 の 1) (海阳が10月日) カッド 古 セ・セ・エ ロ 人 治 次			
件		名	人事考査委員会議資料一部 料一部不開示の件(その2)					
請	求情	報	,, ,, ,, , , , , , , , ,		提出資料(以下「本件会議資料」という。)等に記			
の	概	要	録された、自己を本人とす					
請年	月	求日	平成21年5月11日	決 定 年 月 日	平成21年5月25日			
決	定内	容	一部不開示	実施機関	知事 (行政事務監察課)			
不	開示音	8 分		:の意見」及	「(1)処分対象となる行為の検討」、「(2)基本的なび「(5)処分程度の検討」並びに「6考査意見(案)」 情報」と総称する。)等			
不	開示根拠 須	译 項	神奈川県個人情報保護条例	(以下「条	例」という。) 第20条第2項第3号及び第5号			
不	開示理	且由	1 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 2 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。					
異年	議 申 月	立 日	平成21年6月9日(収受) 平成21年6月24日(収受)	異議申立て の 趣 旨	本件不開示情報を不開示とした処分の取消しを求める。			
異の	議 申 理	立由	弁明の機会の付与等を行わ	国等においては、分限処分に際し弁明の機会を与えているが、県人事当局は、異議申立人に 弁明の機会の付与等を行わず、内々に手続を進めた。国等では分限事由となる事実とその判断 を該当職員に公開しており、公正な人事の確保に著しい支障を生じるおそれがあるとの実施機関				
諮	問年月	日	平成21年6月18日(受理)	· 平成21年	6月30日 (受理)			
審結	査 会	の論	本件不開示情報の一部は	、開示すべ	きである。			
審判			料いなどの不るがある。を査は、は、などので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	議りに以当、行こ基開こる、、の行は理、該条的種申、係下た内使ろ準示と情、条基使、に条当例なの立人る「っ部を、が情か報、例準を異係例性第原指人事事法て的妨本推報らで、第が妨議る第に20則導の考務」はなげ件測の、あ、20推げ申事20つ条等及	分限処分に関して、実施機関が提出した本件会議資で 査を関いるに関いる。と認められる。というないの分に関いると認められる。と認められる。というないの分にで、どのようなののの分にで、とのようなののの分にで、とのようなののの分にでは、というないののののののののののののののののののののののののののののののののののの			
答	申年月	日	平成22年7月12日(答申第					

個人情報保護審査会答申第128号の概要

請 求 情 報 異議申立人に対する分限処分に係る考査意見書(以下「本件意見書」という。) 等に記 録された、自己を本人とする個人情報	旭				
の 概 要 対 に からいた 自己を本人とする個人情報 字 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 中 月 日 字 日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	件	•		名	職員の分限処分に係る文書一部不開示の件(諮問第136号)
### ## # # # # # # # # # # # # # # # #					
本件意見書の監督責任欄に記載された情報(以下「本件監督責任」という。)及び考査 意見欄に記載された情報の一部(以下「本件考査意見」という。)第20条第2項第1号、第3号及び第		月		-	
	決	定	内	容	一部不開示 実施機関 知事(人材課)
	不	開示	部	分	本件意見書の監督責任欄に記載された情報(以下「本件監督責任」という。)及び考査 意見欄に記載された情報の一部(以下「本件考査意見」という。)
 不 閉 示 理 由 2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 3 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。	不	開示根拠	処条ュ	頁	神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第20条第2項第1号、第3号及び第 5号
## 申	不	開示	理	由	2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。
■ 理 由 が整備されていない。こうした中で個人情報開示制度は有効な手段であり、不開示とすれば、公正な判断の下で処分を行っているかどうか、知る機会を閉ざし、公正性が保障されない。			申	_	平成21年6月9日 (収受)異議申立て の 趣 旨本件監督責任及び本件考査意見を不開示とした処分の取消しを求める。
本件考査意見の一部は、開示すべきである。 (条例第20条第2項第1号該当性について) 当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、指揮監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、指揮監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、指揮監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 (条例第20条第2項第5号該当性について) 1 本件考査意見は、異議申立人の分限処分に関する、人事考査委員会議の意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。 2 また、地方公務員法(以下「法」という。) 上の分限処分について、どのような処分が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 3 当審査会が確認したところ、本件考査意見は、分限処分の適否、軽重等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。 しかしながら、本件考査意見の一部は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報を除いた情報は、内部的な審査の基準が推測される情報であると認められる。したがって、当該情報は、異議申立人に開示することにより、今後も反復、継続される実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおぞれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、本件考査意見のうち、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することによ	Ø	理		曲	
## 本件考食意見の一部は、開示すべきである。 (条例第20条第2項第1号該当性について) 当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、指揮監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、指揮監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、指揮監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 (条例第20条第2項第5号該当性について) 1 本件考査意見は、異議申立人の分限処分に関する、人事考査委員会議の意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。2 また、地方公務員法(以下「法」という。)上の分限処分について、どのような処分が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権活に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。しかしながら、本件考査意見のよりに表しました。場所をの事が推測される情報であると認められる。しかしながら、本件考査意見の一部は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ばすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報を除いた情報は、内部的な審査の基準が推測される情報であって、開示することにより服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性がある情報であると認められる。したがって、当該情報は、異議申立人に関示することにより、今後も反復、継続される実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ばすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。(条例第20条第2項第3号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することによ					平成21年6月19日(受埋)
(条例第20条第2項第1号該当性について) 当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、指揮監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、指揮監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、指揮監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 (条例第20条第2項第5号該当性について) 1 本件考査意見は、異議申立人の分限処分に関する、人事考査委員会議の意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。 2 また、地方公務員法(以下「法」という。)上の分限処分について、どのような処分が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、人事管理に係る事務に関する情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 3 当審査会が確認したところ、本件考査意見は、分限処分の適否、軽重等の判断に当たっての審査の裁連が推測される情報であると認められる。しかしながら、本件考査意見の一部は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報を除いた情報は、内部的な審査の基準が推測される情報であって、開示することにより服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性がある情報であると認められる。したがって、当該情報は、異議申立人に関示することにより、今後も反復、継続される実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。(条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。(条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することによ	_	金 :	云		本件考査意見の一部は、開示すべきである。
第20条第2項第3号に該当しないと判断する。					当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、指揮監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、指揮監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、指揮監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。(条例第20条第2項第5号該当性について) 1 本件考査意見は、異議申立人の分限処分に関する、人事考査委員会議の意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。 2 また、地方公務員法(以下「法」という。)上の分限処分について、どのような処分が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 3 当審査会が確認したところ、本件考査意見は、分限処分の適否、軽重等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。 しかしながら、本件考査意見の一部は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報を除いた情報といと判断する。 4 本件考査意見のうち、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報に表別を確認したがって、当該情報は、異議申立人に開示することにより、今後も反復、継続される実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる情報であるとは認められず、条例
	答	申年	月	日	平成22年7月12日(答申第128号)

個人情報保護審査会答申第129号の概要

件			名	診療情報利用不停止の件(諮問第139号)			
利の	用停业概		求要	異議申立人に係るカルテ、レントゲンフィルムその他診療情報(以下「本件情報)という。)について、利用停止(提供の停止)を求める。			
請年	月		求日	平成21年6月11日	決 定 年 月 日	平成21年6月18日	
決	定(内	容	利用不停止	実施機関	病院事業管理者(県立病院)	
不	停止	理	由	実施機関は、総務部人事課(以下「人事課」という。)から職員の分限に関する条例(以下「分限条例」という。)第3条第1項に基づく異議申立人の診断の実施を依頼され、その結果を人事課に提出するよう求められた。 本件情報の提供は、神奈川県個人情報保護条例(以下「条例)という。)第9条第1項第5号の規定に基づき神奈川県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた目的外利用・提供の制限の適用除外事項(類型)の3(ウ)「行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合」に該当し、適法な取扱いである。			
異年		•	立日	平成21年7月1日(収受)	異議申立て の 趣 旨	1个停止処分の取消しを来める。	
異の	議申理		て曲	1 人事課への診療情報の提供は、本来なく提供したものであるから、条例第があれば患者の診療情報を提供しても個人情報を自由に利用できることにな2 条例第9条第1項第5号は、行政機利用させることを認めるものではない状況等の個人の尊厳やプライバシーにし、利用させることはできない。	9条に抵触す 許されるので る。 関の要請があ 。患者の病気	つることは自明である。人事課の要請 であれば、人事課は県機関が保有する のればいかなる個人情報でも提供し、 気、家庭状況、資産・収入状況、課税	
諮	問年	月	日	平成21年8月4日(受理)			
審結	査 :		の論	本件情報の利用を不停止とした処分は	、妥当である	0	
-	查 :		の曲	(条例第9条第1項該当性について) 1 条例第9条第1項は、実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を提供してはならないと規定しているが、同項ただし書において、同項各号のいずれかに該当するときは、個人情報の目的外の提供ができることを規定している。そして、同項第5号では、目的外提供の適用除外事項として、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて提供するときを掲げている。 2 病院事業管理者は、条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外提供の適用除外事項として「行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合」について審議会に意見を聴いていることが認められる。また、実施機関は、人事課から分限条例に基づく異議申立人の診断の実施を依頼され、その結果を提出するよう求められたことから、審議会の意見を踏まえ、その必要性を認めて本件情報を提供したものである。したがって、本件情報の提供は、目的外提供の適用除外事項に該当し、条例第9条第1項の規定に違反するものではないと認められる。			
答	申 年	月	日	平成22年7月12日(答申第129号)			

個人情報保護審査会答申第130号の概要

件 名	診療書利用不停止の件 (諮問第141号)			
利用停止請求 の 概 要	特定日に発行された異議申立人に係る県立病院医師2名による診断書(以下「本件診断書)という。)について、利用停止を求める。			
請 求 年 月 日	平成21年 9 月 15 日			
決 定 内 容	利用不停止 実施機関 知事(人材課)			
不停止理由	条例第34条第1項第1号に該当する条例違反の事実はない。			
異議申立年 月日	平成21年11月17日(収受) 異議申立て の 趣 旨 不停止処分の取消しを求める。			
異議 申立ての 理由	1 個人の病気に関する情報は、一般に公とされていない個人のプライバシーに関わる重要な情報の一つであり、県が患者の病気に関する情報を収集・利用することが可能であるとする法的根拠及び正当な理由がないことは自明である。 2 実施機関は、条例第34条第1項第1号に該当する条例違反の事実がないというが、同項第2号にも違反するものであり、同項第3号の利用を継続する理由もない。 3 実施機関は、受診命令書に診断書提出の旨明記し、異議申立人を通じて本件診断書を収集・利用すべきであった。異議申立人の承諾なく、無断で本件診断書を収集・利用しているのだから、利用停止とするのは当然である。			
諮問年月日	平成21年11月24日			
審 査 会 の 結 論	本件情報の利用を不停止とした処分は、妥当である。			

(条例第8条第3項該当性について)

- 1 条例第8条第3項本文は、実施機関は、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならないことを規定しているが、同項ただし書においては、同項各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外の者から収集できることを規定している。そして、同項第7号では、本人収集の適用除外事項として、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するときを掲げている。
- 2 本件診断書は、実施機関が異議申立人の診断を実施した県立病院から収集したものであることから、本人以外の者から収集したものと認められる。

ただし、実施機関は、「職員の任免等に関する事務」についてあらかじめ審議会の意見を聴いており、当該事務には職員の分限等に係る人事事務も含まれることから、本件診断書については、条例第8条第3項ただし書に基づく、本人収集の適用除外事項に当たると認められる。したがって、本件診断書は、条例第8条第3項の規定に違反して収集されたものではないと判断する。

(条例第9条第1項該当性について)

- 1 条例第9条第1項は、実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に 当該個人情報を利用し、又は提供してはならないと規定している。
- 2 実施機関は、職員の分限等に係る人事事務を行う目的で本件情報を収集し利用しているのであり、当該取扱目的以外の目的で利用し、又は提供している事実は認められない。 したがって、本件診断書は条例第9条第1項の規定に違反して利用又は提供されていないと判断する。

(条例第10条第1項該当性について)

- 1 条例第10条第1項は、実施機関は、公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害する おそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないと規定している。
- 2 オンライン結合とは、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいうものであるが、本件診断書については、オンライン結合による個人情報の提供に該当しない。したがって、本件診断書は条例第10条第1項の規定に違反して提供されていないと判断する。

(条例第16条該当性について)

- 1 条例第16条は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、 速やかに廃棄しなければならないと規定している。
- 2 実施機関は、神奈川県行政文書管理規程により定められた保存期間に基づき本件診断書を保存しているものと認められる。したがって、本件診断書は条例第16条の規定に違反して保存されていないと判断する。

答申年月日 平成22年7

平成22年7月12日 (答申第129号)

審査会の 判断理由

個人情報保護審査会答申第131号の概要

件			名	考査意見書一部不開示の件(諮問第148号)の件				
請	求	情	報	異議申立人に対する訓戒に係る考査意見書(以下「本件意見書」という。)に記録され				
の	櫻	ŧ	要	た、自己を本人とする個人情報				
請年	月		求日	平成22年1月14日 决 定				
決	定	内	容	一部不開示 実施機関 知事(行政事務監察課)				
不	開示	部	分	本件意見書の監督責任欄に記載された情報(以下「本件監督責任」という。)及び考査意見欄に記載された情報の一部(以下「本件考査意見」という。) 独内川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第20条第2項第1号 第3号及び第				
不開示根拠条項 神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第20条第2項第1号、第3号及 5号								
				1 監督者の名誉及びプライバシーを侵害するおそれがある。				
不	不 開 示 理 由 2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 3 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。							
異年	議月	-	立 日	平成22年2月16日 (収受)異議申立て の 趣 旨本件監督責任及び本件考査意見を不開示とした処分の取消しを求める。				
異	議	申	坏	本県では人事上の制裁を行う場合、職員に対し予定する制裁の内容及びその事由となる				
n	理	-	由	事実を告知し、一定期間の猶予を与え、その上で弁明機会を与えるルールがない。				
諮	問年		В	立人は、何も知らされないまま訓戒された。 平成22年3月8日(受理)				
	査		の論	本件考査意見は、開示すべきである。				
審判	查断	会理	の由	(条例第20条第2項第1号該当性について) 当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 (条例第20条第2項第5号該当性について) 1本件考査意見は、異議申立人に対する人事上の措置を実施した際の考査意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。 2また、人事上の措置について、どのような措置が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 3 当審査会が確認したところ、本件考査意見は、人事上の措置の適否等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。しかしながら、本件考査意見は、地方公務員法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、当該基準を知る者と知らない者との間で不均衡が生じる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。(条例第20条第2項第3号該当性について)本件考査意見は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる情報であるとは認められず、条例第20条第2項第3号に該当しないと判断する。				
答	申年	- 月	日	平成22年7月12日(答申第131号)				

個人情報保護審査会答申第132号の概要

件		名	特定の人身事故捜査に係る診断書不開示の件(諮問第140号)の件				
請の	求情概	報要	審査請求人の運転する普通乗用車と事故相手方(以下「相手方」という。)の運転する 軽車両が接触したとされる人身交通事故(以下「本件事故」という。)の捜査に伴い、特 定の警察署が相手方から取得した診断書(以下「本件行政文書」という。)				
請年	月	求日	平成21年5月22日 决 定				
決	定 内	容	不開示 実施機関 警察本部長(交通捜査課)				
不	開示部	分	本件行政文書すべて				
不則	引示根拠条	項	神奈川県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第39条第4項				
不	開示理	開 示 理 由 「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報であるため、条例の適用除外に該当する。					
審年	査 請 月	求日	平成21年7月30日審査請求 の 趣 旨本件行政文書を不開示とした処分の取消しを求める。				
審の	査 請 理	求由	本件事故が審査請求人の起こした事故であり、刑事事件として送致しなければならない 交通事故であるとすれば、適用除外となることは理解できるが、本件事故は通常の刑事事 件ではなく、えん罪事件であるので、適用除外の扱いにするべきものではない。また、審 査請求人は被害者であるので、開示されて当然の書類である。				
諮	問年月	日	平成21年8月5日				
審結	査 会	の論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。				
審判	査 断 会 理	の由	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。 (本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について) 1 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が自動車運転過失傷害罪に係る捜査により取得し、検察庁に送致している書類であると認められる。 2 本件行政文書が、被疑事件に係る司法手続きの一環である捜査の過程で実施機関が取得し、捜査終了後に、刑訴法に基づき検察庁に送致された書類であることを考慮すれば、本件行政文書は、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。 3 審査請求人は、本件事故がえん罪事件であり、審査請求人が被害者であるとの理由から、適用除外の判断をすべきではないと主張している。 確かに、被疑者として送致された者が、本件事故のように不起訴処分となった事件の記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められ、この点に関しては、当審査会としても、個人情報保護の観点から懸念を有するものである。 4 しかしながら、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して取得又は作成された書類をいうと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。 5 したがって、実施機関が、本件請求に係る個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥				
答	申年月	B	平成22年8月5日(答申第132号)				

個人情報保護審査会答申第133号の概要

件	名	特定の実況見分調書及び交通事故現場見取図不開示の件(諮問第145号)				
l	段要	審査請求人の運転する普通乗用車と事故相手方の運転する軽車両が接触したとされる人身交通事故(以下「本件事故」という。)の捜査に伴い、特定の警察署が作成した、本件事故の発生状況を記録した実況見分調書及び交通事故現場見取図(以下「本件行政文書」と総称する。)				
The state of the s	求 日	平成21年11月24日	決 定 年 月 日	平成21年12月4日		
決定内	容	不開示	実施機関	警察本部長(交通捜査課)		
不開示部分	分	本件行政文書すべて				
不開示根拠条項	Į	神奈川県個人情報保護条例)(以下「条	例」という。)第39条第4項		
不開示理	由	「訴訟に関する書類」に記	録されてい	る個人情報であるため、条例の適用除外に該当する。		
The state of the s	求日	平成22年2月4日	審査請求の 趣 旨	本件行政文書を不開示とした処分の取消しを求める。		
l '	求由	本件事故が審査請求人の起こした事故であり、刑事事件として送致しなければならない 交通事故であるとすれば、適用除外となることは理解できるが、本件事故は通常の刑事事 件ではなく、えん罪事件であるので、適用除外の扱いにするべきものではない。また、審 査請求人は被害者であるので、開示されて当然の書類である。				
諮問年月	B	平成22年2月17日				
	の 論	本件行政文書を不開示と	:した処分は	、妥当である。		
	の由	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。 (本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について) 1 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が自動車運転過失傷害罪に係る捜査により作成し、検察庁に送致している書類であると認められる。 2 本件行政文書が、被疑事件に係る司法手続きの一環である捜査の過程で実施機関が作成し、捜査終了後に、刑訴法に基づき検察庁に送致された書類であることを考慮すれば、本件行政文書は、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。 3 審査請求人は、本件事故がえん罪事件であり、審査請求人が被害者であるとの理由から、適用除外の判断をすべきではないと主張している。 確かに、被疑者として送致された者が、本件事故のように不起訴処分となった事件の記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められ、この点に関しては、当審査会としても、個人情報保護の観点から懸念を有するものである。 4 しかしながら、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して取得又は作成された書類をいうと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。 5 したがって、実施機関が、本件請求に係る個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。				
答申年月	Ħ	平成22年8月5日(答申第	月133 号)			

個人情報保護審査会答申第134号の概要

件	名	委託訓練選考記録等一部不	開示の件(その1) (諮問第142号)
請 求 情 の 概	報要	における委託訓練書類選考	記録票(以 という。)	練に係る受講者選考(以下「本件選考」という。) 下「本件選考記録」という。)、委託訓練面接記録 並びに本件選考の選考基準及び選考過程が分かる資 人情報
請年月	求日	平成21年9月14日	決 定年月日	平成21年9月28日
	容	一部不開示		知事(東部総合職業技術校)
不開示部	分	という。) 2 本件面接記録のうち、 という。) 3 委託訓練選考結果一覧 応募者に係る総合順位以	面接者であ 記表(以下「 以外の情報(る実施機関の職員の氏名(以下「本件評価者氏名」 る本件法人の職員の氏名(以下「本件面接者氏名」 本件一覧表」という。)のうち、異議申立人以外の 以下「本件応募者情報」という。) うち評価項目(以下「本件評価項目」という。)
不開示根拠条項	項			例」という。) 第20条第2項第1及び第3号
不開示理	由	益を侵害するおそれがあ	る。	報であり、開示することにより当該応募者の権利利 行うことが困難となる。
異 議 申 年 月	立日	平成21年11月16日	異議申立ての 趣 旨	一部不開示とした処分の取消しを求める。
	立由	な情報であるから、本件 に秘匿するものである。 2 実施機関は、具体的な	に募者情報 注評価基準等 注平性を欠く	ば、他の情報については個人情報ではなく、一般的をすべて不開示とすることは、情報を故意かつ過剰 を明らかにすると、公平な選考の実施に支障が生ず という視点よりも、異議申立人自身の知る権利の方
諮問年月	日	平成21年12月17日		
	の論	本件選考に関する文書に	記録された	個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。
	甲の	の応募者が識別された者、名と 京開示募者情報である。 2 本件中立人を情報である。 4 異れがる。 (条 年月のののです。 第20条項項、 第20条項項、 第20条項項、 第20条項項、 を がののです。 がののです。 を を を を を を を を を を を を を	上は外とと認該選にど例件ののとすでは外とと認該選にど例件ののとお表別個考よら性及る今20接断施て同をさ人にりれにび選後条者にがは種でれに係、るの面考反第氏影困、の	認したところ、本件応募者情報は、異議申立人以外得る情報と認められることから、本号前段で規定す関する情報」に該当すると判断する。る応募者の属性、評価等が記載されたものであって、異議申立人以外の応募者の正当な利益を侵害すると異議申立人以外の応募者の正当な利益を侵害すると判とから、条例第20条第2項第1号に該当すると判いて)接の具体的な観点及び評価方法が記載されたものでの性質上、開示することにより訓練の必要性等の情復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情報であると認められる。名は、委託訓練に係る選考の性質上、開示すること響を与え、又は面接者にふさわしい者の確保が困難になるおそれがある情報であると認められる。本件評価者氏名及び本件面接者氏名は、開示すること選考に著しい支障が生ずるおそれがある情報であり、
答 申 年 月	日	平成22年9月29日(答申第	斯34号)	
<u> </u>				

個人情報保護審査会答申第135号の概要

件		名	委託訓練選考記録等一部不	開示の件(その2)(諮問第149号)
請の	求情概	報要	における委託訓練書類選者	記録票(以 という。)	練に係る受講者選考(以下「本件選考」という。) 下「本件選考記録」という。)、委託訓練面接記録 並びに本件選考の選考基準及び選考過程が分かる資 人情報
請年	月	求日	平成21年12月18日	決 定年月日	平成22年1月4日
決	定 内	容	一部不開示	実施機関	知事(東部総合職業技術校)
不	開示部	分	という。) 2 本件面接記録のうち、 という。) 3 委託訓練選考結果一 応募者に係る総合順位以	面接者であ 記表(以下「 以外の情報(る実施機関の職員の氏名(以下「本件評価者氏名」 る本件法人の職員の氏名(以下「本件面接者氏名」 本件一覧表」という。)のうち、異議申立人以外の 以下「本件応募者情報」という。) うち評価項目(以下「本件評価項目」という。)
不開	開示根拠条	項			例」という。) 第20条第2項第1及び第3号
不	開示理	由	益を侵害するおそれがあ	っる。	報であり、開示することにより当該応募者の権利利 行うことが困難となる。
異年	議申月	立日	平成22年2月4日(収受)	異議申立ての 趣 旨	一部不開示とした処分の取消しを求める。
異の	護申理	立由	な情報であるから、本作 に秘匿するものである。 2 実施機関は、具体的な	‡応募者情報 よ評価基準等 よ平性を欠く	ば、他の情報については個人情報ではなく、一般的をすべて不開示とすることは、情報を故意かつ過剰 を明らかにすると、公平な選考の実施に支障が生ずという視点よりも、異議申立人自身の知る権利の方
諮	問年月	日	平成22年3月8日		
審結	査 会	の論	本件選考に関する文書に	こ記録された	個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。
審判	査断 会理	の由	の応見ないるというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	中では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	認したところ、本件応募者情報は、異議申立人以外得る情報と認められることから、本号前段で規定す関する情報」に該当すると判断する。る応募者の属性、評価等が記載されたものであって、異議申立人以外の応募者の正当な利益を侵害するおことから、条例第20条第2項第1号に該当すると判いて)接の具体的な観点及び評価方法が記載されたものでの性質上、開示することにより訓練の必要性等の情復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情復、部分に該当すると判断する。名は、委託訓練に係る選考の性質上、開示すること響を与え、又は面接者にふさわしい者の確保が困難になるおそれがある情報であると認められる。本件評価者氏名及び本件面接者氏名は、開示すること選考に著しい支障が生ずるおそれがある情報であり、
答	申年月	日	平成22年9月29日(答申第	第135 号)	
<u> </u>					

個人情報保護審査会答申第136号・第137号の概要

件 名	ケース記録利用不停止の件(諮問第143号)・医療相談記録利用不停止の件(諮問第144号)			
利用停止請求 の 概 要	異議申立人に係るケース記録及び医療相談記録(以下「本件記録」と総称する。) について、利用停止を求める。			
請 求 年 月 日	平成21年11月24日 · 同年11月30日 决 定 中成21年12月14日			
決 定 内 容	利用不停止 実施機関 知事(保健福祉事務所)			
不停止理由	本件記録に記録された異議申立人の個人情報(以下「本件情報」という。)は、神奈川県個人情報保護条例(以下「条例)という。)第34条第1項に該当せず、保存期間満了前で保有しておく必要がある。			
異議 申立年 月日	平成21年12月17日異議申立て の 趣 旨不停止処分の取消しを求める。			
異議申立ての 理由	 1 本件記録に記載されている病歴及び医療機関等に対する苦情に係る個人情報は、異議申立人の思想及び信条を誤認させ、社会的差別の原因となる情報である。 2 本件記録は、警察に目的外提供される可能性が高く、また、実施機関は、特定の団体に本件相談記録を目的外提供している。 3 異議申立人に係るケース記録については、異議申立人の病状が完全に寛解したので、過去の履歴は不要であり、廃棄すべきである。また、異議申立人に係る医療相談記録については、異議申立人が行った苦情・相談は目的を達成したので保存価値はなく、廃棄すべきである。 4 保存期間なる内規をもって本件記録を保有することは、プライバシー侵害であり、憲法違反である。 			
諮問年月日	平成22年1月22日 (受理)			
審査会の結論	本件記録の利用を不停止とした処分は、妥当である。			
審査会の判断理由	本件記録の利用を不停止とした処分は、妥当である。 (条例第6条該当性について) 病歴及び医療機関等に対する苦情に係る個人情報については、慎重な取扱いを要するものの、条例第6条で定める取扱制限情報には該当しない。 また、当審査会が本件記録を確認したところ、取扱制限情報は含まれていないものと認められる。 以上のことから、本件情報は、条例第6条の掲げる取扱制限情報に該当しないと判断する。 (条例第9条第1項該当性について) 当審査会が確認したところ、実施機関は、精神保健福祉及び医療全般に関する相談事業を行う目的で本件情報を収集し利用しているのであり、当該取扱目的以外の目的で利用し、又は提供している事実は認められない。したがって、本件情報は条例第9条第1項の規定に違反して利用又は提供されていないと判断する。 (条例第16条該当性について) 神奈川県行政文書管理規則は、行政の運営上必要なものとして、行政文書をその事務又は事業の性質等に従い、一定期間保存することを定めており、その範囲内での保存は正当なものであり、プライバシー侵害には該当しないものと認められる。 本件においては、実施機関は本件記録を同規則により定められた保存期間の範囲内で保存しているものと認められ、条例第16条の規定に違反して保存している場合には該当しな			
答申年月日	平成22年9月29日(答申第136号・第137号)			

個人情報保護審査会答申第138号の概要

件			名	職員の文書訓戒に係る文書		
請	求	槽	報			戒に関し、神奈川県人事考査委員会議の考査に係る
の			要		务取扱規程に	基づき人事課長が行った調査に記録された、自己を
				本人とする個人情報		
請年			求日	平成21年12月21日	決 定 年 月 日	平成22年1月21日
決			<u>口</u> 容		実施機関	知事(人材課)
	~_	r ,	'D'			」という。)の発生について(報告)の一部(以下
				「本件意見」という。)	1111 3.6%	
一	開示	- ±r	44			部(以下「本件心境等」及び「本件評価等」という。)
-1	ני נוכן	, пь	/3			以下「本件考慮事項」及び「本件基準」という。)
						事故に係る考査意見書の一部(以下「本件監督責任」
				及び「本件考査意見」と) 例」という。) 第20条第2項第1号、第3号及び第
不	開示根	拠条	項	5号	71(以上「木	[M] [2 (1)。) 第20末第2次第1分、第3分及OF第
				1 監督者等の正当な利益	たを侵害する	
不	開示	理	由	2 今後反復、継続する同	同種の指導及	び評価が困難となる。
				3 人事管理に係る事務に		滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。
異		-	立	平成22年3月23日(収受)	異議申立て	1一部へ関示処分(/)取消しを求める
年			<u>日</u>	土仏切りに タゲスマ	の趣旨	-
異の		-	立由	本件処分は、条例を適ち 当てはめたものであり、近		用したものではなく、条例の不開示条項を機械的に
					型料/文/心 (<i>0)</i>	_{ଏ ୦}
審	問 年 査			平成22年4月6日(受理)		
番結		云	の論	本件基準の一部及び本件	‡考査意見は	、開示すべきである。
			,,,,,	(条例第20条第2項第1号	景該当性につ	いて)
						心境等は、監督者等の心境等が吐露された情報であ
						任は、公務員に関する情報ではあるが、監督者の身
				分取扱いに関する情報で 2 したがって 本件小は		認められる。 監督責任は、異議申立人に開示することにより、監
						れがある情報であると認められることから、条例第
				20条第2項第1号に該	当すると判断	する。
				(条例第20条第2項第3号		
						事項は、開示することにより、今後行われる事故報 見について記載しづらくなる、今後行われる同種の
						元について記載しつらくなる、 ラ後112413回種の 価について発言しづらくなる、 考査における検討の
						応じた隠蔽行為等が可能になるなど、今後反復、継
審	_	会	の			生じるおそれがある情報であると認められることか
判	断	理	由	ら、条例第20条第2項第		
				(条例第20条第2項第5号 1 地方公務員法(以下		いて) -) 上の処分にまで至らない人事上の措置について、
					「石」 C V ' ノ。	/ 上の変別によく王りない八事上の相直に がらく、
						断に当たっては 服務監督権者に相当に幅広い裁量
				どのような措置が相当っ	であるかの判	断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量 から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開
				どのような措置が相当で 権が認められていると負 すると、服務監督権者の	であるかの判 Wされること O裁量権の適	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。
				どのような措置が相当な 権が認められていると負 すると、服務監督権者の 2 当審査会が確認したる	であるかの判	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の
				どのような措置が相当で権が認められていると無すると、服務監督権者の2 当審査会が確認したる適否、軽重等の判断に当	であるかの判 解されること の裁量権の適 こころ、本件 首たっての審:	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の 査の基準が推測される情報であると認められる。
				どのような措置が相当で権が認められていると角すると、服務監督権者の2 当審査会が確認したる適否、軽重等の判断に当しかしながら、本件基	であるかの判 解されること の裁量権の適 こころ、本件 首たっての審 基準の一部は	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の 査の基準が推測される情報であると認められる。 、県規則等に定められた事項が記載されたものであ
				どのような措置が相当で権が認められていると所 すると、服務監督権者の 2 当審査会が確認したる 適否、軽重等の判断に当 しかしながら、本件表 ること、また、本件考望	であるかの判 なされること お表しての適 ここって一部は を意見は、法	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の 査の基準が推測される情報であると認められる。
				どのような措置が相当でない。 権が認められて監督権者のと、服務監督権者のと、服務監督権者のと、当審査会が確認したと 適否、軽重等の判断に当 しかしながら、本件もいることのである。 たものであるる情報である。	であるかの判とのなるなるとなるとなるとなるとなる。これではないでは、これではなるというない。これではないない。これではないないないないない。これではないないないないないない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の 査の基準が推測される情報であると認められる。 、県規則等に定められた事項が記載されたものであ の規定から導き出される一般的な原則等が記載され
	申年			どのような措置が相当でをが認められているとを すると、服務監督権者の 2 当審査会が確認したる 適否、軽重等の判断に当 しかしながら、本件表面 ものであることから、	であるかの判とされるないののであるれる権の本のでは、てののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	から、内部的な審査の基準が推測される情報を公開 切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の 査の基準が推測される情報であると認められる。 、県規則等に定められた事項が記載されたものであ の規定から導き出される一般的な原則等が記載され とにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ

個人情報保護審査会答申第139号の概要

件		名	特定の相談内容に係る文書不存在の件 (諮問第146号)				
''		I	審査請求人が特定の区役所(以下「本件区役所」という。)に相談した「昔の農道が不				
諳	請 求 情 報 正に使用されている件」について、本件区役所が当該相談を「市民からの提案						
の	概	要					
			き作成した文書				
請年	月	求日	平成22年1月18日 決 定 年 月 日 平成22年1月28日				
決	定内	容	不開示(文書不存在) 実施機関 警察本部長(広報県民課)				
不	開示部	分	当該市民からの提案(以下「本件提案」という。)が本件区役所から本件警察署に伝えられたことが分かる文書及び本件提案に基づき作成した文書(以下「本件行政文書」と総称する。)すべて				
不開示根拠条項							
不	開示理	曲	本件警察署で保管されている文書収受簿、警察相談受理・処理票及び警察相談受理簿(以下「本件収受簿等」と総称する。)を検索したが、本件行政文書は作成されておらず、存在しない。				
審年	査 請 月	求日	平成22年2月9日 審査請求 不開示とした処分(以下「本件処分」という。) の 趣 旨 の取消しを求める。				
審の	査 請理	求由	本件区役所から本件提案を本件警察署に伝えた旨記載された書簡(以下「本件書簡」という。)を受け取っていることから、本件行政文書は存在するはずである。				
諮	問年月	B	平成22年2月17日				
審結	査 会	の論	本件処分は、妥当である。				
審判	査断 会理	の由					
答	申年月	Ħ	平成23年3月1日(答申第139号)				

個人情報保護審査会答申第140号の概要

件		名	特定の問合せに係る文書不存在の件 (諮問第147号)				
請の	求情概	報要	特定の市の前市長が、選挙前に昔の農道を周辺の住民に分け与え、登記したとのうわさ について、審査請求人が特定の警察署(以下「本件警察署」という。)の選挙対策本部に した問い合わせ(以下「本件問い合わせ」という。)の際に、本件警察署が作成した文書				
請年	月	求日	平成22年1月18日	決 定 年 月 日	平成22年 1 月29日		
決	定内	容	不開示 (文書不存在)	実施機関	警察本部長(捜査第二課)		
不	開示台	形 分	本件問い合わせの際に作成した文書(以下「本件行政文書」という。)すべて				
不開示根拠条項							
不	開示項	里由	であり、他の文書は保存其	間経過により という。) る	文書のうち、現存するものは知能犯事件相談簿のみの既に廃棄されていることから、当該知能犯事件相をくまなく検索したが、本件問い合わせに係る情報		
審年	査 請 月	求 日	平成22年2月9日	審査請求の 趣 旨	不開示とした処分(以下「本件処分」という。) の取消しを求める。		
審の	査 請 理	求由	神奈川県警察行政文書管理規程(以下「管理規程」という。)により年度毎に文書を保存しなければならないと定められていること、また、選挙違反に係る情報であることから、本件行政文書は存在するはずである。				
諮	問年丿	月日	平成22年2月17日				
審結	査 会	の 論	本件処分は、妥当である。				
審判	査 会断 理		 (本件行政文書の存否について) 1 当審査会において管理規程等を確認したところ、選挙違反関連文書の保存期間は、知能犯事件相談簿は10年、選挙(違反)情報、知能犯情報、警察相談受理・処理票及び警察相談受理簿は3年、署員報告(選挙)は1年と規定されている。 2 したがって、本件問い合わせに係る選挙違反関連文書のうち、本件処分時において実施機関が保管している文書は、本件相談簿のみであると認められる。また、実施機関は、本件処分を行うに当たり本件相談簿を検索し、本件問い合わせに係る情報が存在しないことを確認している。 3 以上のことから、本件行政文書は、保存期間が満了したこと又は本件問い合わせに係る情報の存在が認められないことにより存在しないとの説明に不合理な点は認められず、実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、不開示としたことは妥当であると判断する。 				
答	申年丿	月日	平成23年3月1日(答申第	(140号)			